

茂原市農業経営基盤の強化の促進に関する

基 本 構 想

令和5年9月

茂 原 市

目 次

第1	農業経営基盤強化の促進に関する目標	1
1	農業経営基盤強化の基本的な推進方向	1
2	効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向	2
3	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標	4
4	優良農地の確保と土地基盤整備の基本的な方向	5
5	農業生産の現状と今後の誘導方向	5
6	効率的かつ安定的な農業経営体・兼業農家・高齢農家等の役割分担の誘導方向	6
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	7
	個別経営体	
	水稻専作	8
	施設野菜(キュウリ)+水稻	9
	施設野菜(トマト)+水稻	10
	施設野菜(いちご)(観光)+ミニトマト	11
	露地野菜(ネギ)+水稻	12
	施設野菜(キュウリ)+農産加工	13
	施設花卉(バラ)	14
	葉タバコ+水稻	15
	シイタケ	16
	酪農	17
	果樹(ブルーベリー)+水稻	18
	組織経営体	
	水田農業(水稻+トウモロコシ+枝豆+ナバナ+景観作物)	19
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	20
	個別経営体	
	露地野菜専作(小松菜+ほうれん草)	21

	露地野菜専作（ネギ）	2 2
	施設野菜専作（トマト）	2 3
	施設野菜専作（キュウリ）	2 4
	露地野菜（ネギ）＋水稻	2 5
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	2 6
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	2 6
2	市町村が主体的に行う取組	2 6
3	関係機関の連携・役割分担の考え方	2 7
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	2 8
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	2 9
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	2 9
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	3 0
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	3 1
1	第 1 8 条第 1 項の協議の場の設置方法、第 1 9 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	3 1
2	利用権設定等促進事業に関する事項	3 1
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	3 6
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等	3 8
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	3 8
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	3 8
7	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項	3 9
別紙 1	第 5 の 2 の (1) ⑥ の関係	4 1
別紙 2	第 5 の 2 の (2) 関係	4 2

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する 目標

1 農業経営基盤強化の基本的な推進方向

茂原市は、千葉県の中央部に位置し、人口8万5千人を擁する外房地域の産業・文化・経済の中核都市として発展している。古くからこの地は、自然環境に恵まれ温暖な気候と肥沃な土地を生かし、稲作を中心とする農業集落が形成され生活が営まれるなかで、歴史的に貴重な遺産も数多く残されている。

本市では、沢井製薬をはじめとする医薬品・化学工業などの企業を積極的に誘致するとともに、市民生活の向上のため、道路、下水道等の社会資本の整備を積極的に推し進めてきた。また、首都圏中央連絡自動車道が開通したことにより、首都圏各地へのアクセスが飛躍的に向上し、生産や物流の拠点として魅力が高まっているほか、茂原にはいる工業団地の造成完了により、新たな企業が進出するなど、工業都市として再び脚光を浴びつつある。

こうした状況の下、本市の総合計画により、

- 一、誰もが安全安心に暮らせるまちづくり
- 一、明日を担う人を育む未来に向けたまちづくり
- 一、一人ひとりの地域参加で拓く協働のまちづくり
- 一、地域資源を活かしたにぎわいあるまちづくり

の4つの柱を基本として、「未来へつながる「交流拠点都市」もばら」をめざして街づくりが進められている。したがって、この基本構想については、茂原市総合計画と整合を図りながら、農業振興地域の整備に関する法律等、その他の農業関連法についても調整を図っていく。また「千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が示している千葉県農業が直面する課題の解決に向け、厳しい状況にある経営環境の改善を図るため、力強く、未来につなぐ次の5項目を展開する。

(1) 次世代を担う人材の育成と確保

- ・ 農業経営体の法人化
- ・ 地域計画の策定
- ・ 青年等の就農促進および就農後の定着支援

(2) 農業の成長力の強化

- ・スマート農業の導入

(3) 市場動向を捉えた販売力の強化

- ・地産地消やグリーン・ブルーツーリズムの推進や商品開発

(4) 地域の特徴を生かした農村の活性化

- ・多面的機能を維持・発揮するための地域住民等の活動支援
- ・6次産業化等に取り組む農業者支援

(5) 災害等への危機管理強化

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策

2 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向

(1) 農業構造の動向と今後の見通し

茂原市は、県東部に南北に広がる九十九里平野の南部に位置し、恵まれた気候と肥沃な土地を生かして稲作主体の農業生産が行われてきた。地形は、東西11.7km・南北13.1kmで総面積は、100.01㎢となっており、東部はほぼ平坦で西部はなだらかな丘陵地である。

農業経営形態は、水稻・野菜の複合経営が主流となっている。経営規模も平均1haと小規模な農業経営が特徴となっている。しかも、第二種兼業農家が多数を占めており、収入の大半を他産業に依存する傾向がますます強くなっている。

農業労働力の主体も高齢者や女性を中心に著しい農業離れが進行する農業構造となっている。特に、収益性の低い土地利用型農業は、収益性の高い施設型農業に比べて担い手不足が深刻となっており、更にこの傾向が強まることが予想され本市の農業構造の改善が急務となっている。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標

これからの農業構造の変化に的確に対応でき得る地域農業の確立を図るため、将来にわたってやりがいと意欲の持てる効率的で安定的な職業としての農業経営体を育成するため、農業経営体の基本的な育成目標となる指標を次のとおり定める。

★具体的な育成目標

主たる従事者1人当たり	◎年間農業所得	520万円以上
	◎年間労働時間	1,800～2,000時間程度

(3) 効率的かつ安定的な農業経営体の確保・育成に向けた取組

① 個別経営体の育成方向

地域農業経営体の中で兼業志向の強い小規模農家と農業経営の規模拡大又は、農業経営の改善を志向する農業経営体とに選別し、将来、本市の農業の中核を担う農業経営体に対して機械・設備の導入による省力化を推進し、企業的経営のノウハウや財務管理・税対策を習得できるよう研修指導体制を執りながら優良経営体を育成する。経営形態を家族経営体から一戸の個別家族農家法人や数戸による複数協業法人など、農業経営体の経営内容や地域の実情に合わせた法人化を段階的に推進する。

② 組織経営体の育成方向

集落単位に経営規模の拡大を志向する農業経営体を軸に兼業農家や高齢農家を構成員として農作業の集団化や協業化を図り、集落営農組織を育成するとともに農業生産法人の育成に努め、地域の状況に併せながら農用地利用改善事業を推し進める。

③ 認定農業者の育成方向

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）を育成する効率的かつ安定的な農業経営体の中心に位置づけ、茂原市農業委員会（以下「農業委員会」という。）による農用地の利用集積活動の支援やその他の支援措置についても、認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めるものとし、長生農業事務所をはじめとする関係機関・農業関係団体の協力のもと市が主体となり、積極的な支援活動を展開する。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成に関する支援の方向

① 地域計画の作成に係る支援

農地の集約化に重点をおいて、生産の効率化等に向けた利用関係（農作業受委託を含む）の再構築を通じて目指す具体的な農地の効率的・総合的な利用の姿を示した「目標地図」を含む「地域計画」の策定を支援

② 資金の融資に係る支援

機械や施設整備に向けた事業資金の融資は、必要に応じ借入金利の低い公的制度資金の活用ができるよう支援するとともに無理のない計画的な利用を図る。

③ 補助労働力の確保に係る支援

農業経営体への労働力の支援を進めるため、兼業農家や非農家などの余剰労働力を活用し各部門間の季節労働力不足の調整を図る。また、ヘルパー制度など総合的労働力のあっせんシステムの整備をする。

④ 農業経営体間の連携に係る支援

本市の農業を担う農業経営体が、相互の労働力・機械等を積極的に利用調整するほか、販売等の情報交換が行えるような体制を整備するための支援を図る。また、耕種農家と畜産農家の有機物利用あるいは耕種農家内でのワラ等の副産物利用のための体制整備も支援していくものとする。

⑤ 農業経営体の資質の向上に係る支援

農業経営体の経営の合理化並びに生産性の向上を図るため、関係機関の協力のもと研修会の開催や活動の助長を展開支援する。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農の現状

当市の令和4年の新規就農者は3人であり、過去3年間ほぼ横ばいの状況となっている。当市の基幹作物である水稻をはじめ、ネギ、キュウリ、トマトの産地として生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的にかつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増し、2023年に40代以下の農業従事者を40万人に拡大するという新規就農者の確保・定着目標や千葉県農業経営基盤強化促進方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成目標450人を踏まえ、茂原市においては年間15人の当該青年等の確保を目標とする。また、雇用就農の受け皿となる法人を今後5年間で3法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標
茂原市及びその周辺町村の他産業従事者や農業経営の事例と均衡する年間
総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を達成し
つつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者
1人当たり270万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた茂原市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくため
には就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要であ
る。そのため、就農希望者に対して、長生農業事務所、長生農業協同組合（以下「農業
協同組合」という。）、農業委員会等の関係団体、指導農業士等と連携し、就農相談か
ら経営定着までの一連の支援体制を充実させるなど、地域の総力をあげて地域の中心
的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

また、国の給付金制度等、支援事業を有効に活用し、新規就農者の円滑な就農を支援
していく。

4 優良農地の確保と土地基盤整備の基本的な方向

(1) 優良農地を確保するための基本的な方向

農業生産の基盤となる優良農地の確保と保全を進めるため、市の将来的な土地利用計
画にあわせ、これからの農業経営に対応でき得る集団的な優良農地の確保に努める。

(2) 土地基盤整備の基本的な方向

土地基盤整備については、昭和27年より県営又は団体営等により土地改良事業が実
施され、市内の農地のほ場整備がほぼ完了している。

関係機関と連携をとりながら年次計画に基づく広域農道、ため池等整備事業等の事業
を進め、農業経営体の育成方向に合ったきめ細かな生産基盤の整備を進めるものとする。

5 農業生産の現状と今後の誘導方向

(1) 本市では、米が生産額、生産量においても基幹作物となっているものの、野菜につ
いても国の指定野菜である秋冬ネギを中心に露地野菜・施設野菜と盛んに行われてい
る状況にある。

しかし、一方地域の特色を生かした振興作物については、いちご・しいたけ等定着
傾向を示しているものの充分とはいえず、農業所得の向上につながる消費者ニーズに
あった新たな作物の選定と付加価値の高い作物作りが求められている。

(2) こうした農業構造の改善を図り10年先を見据えた農業生産の基盤を確立するた
めに、首都圏に近い地理的条件を生かした農産物の供給基地としての産地形成に取り
組む経営体や消費者ニーズに対応した有機農業や観光農業・体験農業を指向する経営体

を育成するものとする。

また、一方本市の農業の基幹である稲作については、他産業と同水準の所得が得られる採算に合った経営の合理化と先進技術の導入による省力化が必要であり、生産意欲の湧く農業環境づくりと公的支援体制の強化を図りながら、集落・地域での話し合いに基づく「地域計画」の策定により集落・地域単位での経営規模の拡大を志向する経営体を育成し、集中的な農地の利用集積を進める。

さらに、経営の安定のため、土地基盤の整備、集落営農の組織化を進めるとともに、個別経営体の経営能力の向上を支援するための体制の整備並びに法人化の推進をとおして、全ての経営体がバランスよく発展できるような地域社会と結びついた農業に誘導する。

6 効率的かつ安定的な農業経営体・兼業農家・高齢農家等の役割分担の誘導方向

(1) 兼業農家や高齢農家が、効率的かつ安定的な農業経営体に対して安心して土地や労働力の提供を行い経営活動に参加できるような仕組みや役割を明確にし、農業経営体と共に相互メリットの享受できる協力的体制作りを支援する。

(2) 兼業農家や高齢農家も食料供給の一翼を担うものであり、集落において農業生産の環境を維持するうえで欠かせない存在であり、農業経営体と一体となって安定的に良質な農産物が供給できるような調和のとれた農村集落づくりに貢献できるよう役割分担を位置づける。

また、農業者が、市民との交流をとおして、自然環境の保全と郷土文化の伝承による、新しい文化の創造と豊かで活力のある「地域社会づくり」に共に参加できるような体制に誘導する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法・農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

現に本市で展開されている経営事例をふまえ第1の2で示した目標の達成を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市における主要な営農類型を例示すると下記のとおりです。

組織形態	営農類型
個別経営体 (※1)	水稲専作 施設野菜(キュウリ) + 水稲 施設野菜(トマト) + 水稲 観光農場(いちご) + ミニトマト 露地野菜(ネギ) + 水稲 露地野菜(キュウリ) + 農産加工 施設花卉(バラ) 葉タバコ + 水稲 シイタケ 果樹(ブルーベリー) + 水稲 酪農専業
組織経営体(※2)	水田農業(水稲+トウモロコシ+露地栽培 枝豆+ナバナ+景観作物)

※1) 本市農業の特徴としては、農業生産の相当部分が家族経営によって担われていることが挙げられます。そのため、この「個別経営体」についても、労働力構成として経営主1名とその家族ないしは雇用労働者1～2程度で営まれることを想定しています。

個別経営体においては、複式簿記の導入やパソコン等を活用した経営管理を行い、個人経営にあつては、家計と経営を分離して、経営内容を明確化するとともに家族経営協定など家族間の取り決めにより、計画的な休日の確保や家族への月給制の導入などの取組や各種保険に加入するなど労働環境の整備が重要です。

※2) 「組織経営体」とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか又はこれと併せて農作業を受託する組織であつて、農事組合法人などのほか、経理の一元化など一定の要件を備えた集落営農についても対象として想定しています。

一方、現在の農山村地域にあつては、農業従事者の高齢化の進展や後継者不足等によって遊休農地が増加するとともに、混住化の進展や生活圏の拡大によって集落機能そのものが低下しつつあります。そのような中で、地域農業の維持発展と、安定的な食料供給を図っていくためには、農家の規模や専業・兼業の違いなどにこだわらずに、地縁的にまとまりのある集落を単位として農業生産を共同で行おうとする集落営農は、さらに重要性を増していくものと考えられます。

そのため、本市では、国の施策の対象となる一定の要件を備えた集落営農のみならず、いきいきとした農山村づくりに向け、多様な人材の参加による集落営農組織の育成を積極的に推進していくこととしています。

個別経営体（家族経営）

営農類型	水稲専作	
規 模	水田 21.2ha（自作地 2.2ha、借入地 19ha） 労働力 家族 2 人（主たる従事者 1 人）、雇用 2 人	
所得及び 労働時間	所得 521 万円 労働時間 2,946 時間	
生産方式	<p>[資本設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター45ps・トラック 2t・ロータリー・プラウ・ドライブハロー ・側条施肥田植機 6 条・コンバイン 6 条・乾燥調製施設・粃すり機・背負動散 ・播種機・育苗機・パイプハウス・畦塗機・軽トラック <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移植栽培・収穫期間 1 カ月間の計画的な作付 	
経営管理 の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間安定借地・ほ場の集約化・パソコン等の活用による経営・労務管理 ・ほ場管理システム等のスマート農業の実践 	
農業従事 の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・月給制の導入・休日制の導入・農繁期の雇用の確保・各種保険加入 ・家族経営協定の締結 	
【算出根拠】		
	農業粗収益	農業経営費
	2,085 万円	1,564 万円
	＝ 農業所得	
	521 万円	
1 品 目	水稲	
2 規 模	主食用米 20ha・飼料用米 1.2ha	
3 生産量	主食用米 540 kg/10a・飼料用米 630kg/10a	
4 単 価	主食用米 183 円/kg・飼料用米 10 円/kg ※飼料用米交付金 85 千円/10a	
5 所得率	25%	
6 単位規模あたりの労働時間	13.9 時間/10a	
7 1 時間当たりの労賃	1,100 円	
8 借入地面積	19.0ha	
9 10a 当たり地代	10,800 円	

個別経営体（家族経営）

営農類型	施設野菜（キュウリ）＋水稲		
規 模	ハウス 4,500 m ² 水田 2.0ha（自作地 1ha、借入地 1ha） 労働力 家族 2 人（主たる従事者 1 人）、雇用 3 人		
所得及び 労働時間	所得 544 万円 労働時間 8,418 時間		
生産方式	<p>[資本設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター25ps・トラック・（共）側条施肥田植機 4 条・（共）コンバイン 3 条 ・（共）乾燥調製施設・防除機・管理機・収穫補助車・灌水施設・ハウス ・播種機・育苗機・パイプハウス・作業場・暖房機 <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐病性品種の導入・品種にあった栽培管理・土壌分析による合理的施肥 ・スマート農業機械等の導入 		
経営管理 の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン等の活用による経営・労務管理・集選果施設の利用 ・水稲機械施設の共同利用による効率化・省力化 		
農業従事 の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・月給制の導入・休日制の導入・農繁期の雇用の確保・各種保険加入 ・家族経営協定の締結 		
【算出根拠】			
<p style="text-align: center;">農業粗収益 － 農業経営費 ＝ 農業所得</p> <p style="text-align: center;">2,381 万円 1,837 万円 544 万円</p>			
1 品 目	半促成キュウリ	抑制キュウリ	水 稻
2 規 模	4,500 m ²	4,500 m ²	2.0ha
3 生産量	9,000kg/10a	8,000kg/10a	540kg/10a
4 単 価	300 円/kg	269 円/kg	183 円/kg
5 所得率	16%	31%	25%
6 単位規模あたりの労働時間	819 時間/10a	990 時間/10a	13.9 時間/10a
7 1 時間当たりの労賃	1,100 円		
8 借入地面積	1.0ha		
9 10a 当たり地代	10,800 円		

個別経営体（家族経営）

営農類型	施設野菜（トマト）＋水稲	
規 模	ハウス 4,200 m ² 水田 2.0ha(自作地 1ha、借入地 1ha) 労働力 家族 2 人（主たる従事者 1 人）、雇用 2 人	
所得及び 労働時間	所得 520 万円 労働時間 4,524 時間	
生産方式	<p>[資本設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハウス・トラクター・トラック・(共)側条施肥田植機・(共)コンバイン 3 条 ・(共)乾燥調製施設・防除機・収穫補助車・灌水施設・作業場・暖房機 <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐病性品種の導入・品種にあった栽培管理・土壌分析による合理的施肥 ・スマート農業機械等の導入 	
経営管理 の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・集選果施設の利用・連作回避のためハウスの輪作体系の導入 ・水稲機械施設の共同利用による効率化・省力化 ・パソコン等の活用による経営・労務管理 	
農業従事 の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・月給制の導入・休日制の導入・農繁期の雇用の確保・各種保険加入 	
【算出根拠】		
<p style="text-align: center;">農業粗収益 － 農業経営費 ＝ 農業所得</p> <p style="text-align: center;">1,879 万円 1,359 万円 520 万円</p>		
1 品 目	半促成トマト	水 稻
2 規 模	4,200 m ²	2.0ha
3 生産量	14,300kg/10a	540kg/10a
4 単 価	280 円/kg	183 円/kg
5 所得率	28%	25%
6 単位規模あたりの労働時間	1,011 時間/10a	13.9 時間/10a
7 1 時間当たりの労賃	1,100 円	
8 借入地面積	1.0ha	
9 10a 当たり地代	10,800 円	

個別経営体（家族経営）

営農類型	観光農場（いちご）＋ミニトマト	
規 模	ハウス 3,200 m ² （自作地のみ） 労働力 家族2人（主たる従事者1人）、雇用1人	
所得及び 労働時間	所得 524万円 労働時間 3,458時間	
生産方式	<p>[資本設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハウス・トラクター35ps・軽トラック・育苗ハウス・休憩所・管理機 ・防除機・収穫補助車・灌水施設・作業場・予冷库・直売所・トイレ・暖房機 <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐病性品種の導入・ウイルスフリー苗の利用・土壌分析による合理的施肥 ・品種に合わせた肥培管理、環境制御技術の導入 	
経営管理 の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・接客、販売促進技術の習得・消費宣伝による顧客の確保 ・パソコン等の活用による経営・労務管理 	
農業従事 の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・月給制の導入・休日制の導入・農繁期の雇用の確保・各種保険加入 ・家族経営協定の締結 	
【算出根拠】		
	農業粗収益	農業経営費
	1,222万円	698万円
	＝ 農業所得	
	524万円	
1 品 目	いちご	ミニトマト
2 規 模	1,700 m ²	1,500 m ²
3 生産量	3,750kg/10a	4,000kg/10a
4 単 価	1,400円/kg	500円/kg
5 所得率	42%	45%
6 単位規模あたりの労働時間	1,399時間/10a	720時間/10a
7 1時間当たりの労賃	1,100円	
8 借入地面積	0ha	
9 10a当たり地代	－円	

個別経営体（家族経営）

営農類型	露地野菜（ネギ）＋水稲		
規 模	畑 0.9ha 水田 2.0ha(自作地 1ha、借入地 1ha) 労働力 家族 2 人（主たる従事者 1 人）、雇用 2 人		
所得及び 労働時間	所得 523 万円 労働時間 4,216 時間		
生産方式	<p>[資本設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター35ps・トラック・(共)側条施肥田植機 4 条・(共)コンバイン 3 条、 ・(共)乾燥調製施設・全自動播種機・全自動移植機・管理機・作業場 ・ネギ皮むき機・動力噴霧機・育苗ハウス <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐病性品種の導入・出荷期間の長期化・セル成型苗導入・品種、作型にあった栽培管理 ・スマート農業機械等の導入 		
経営管理 の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の集積・パソコン等の活用による経営・労務管理 ・水稲機械施設の共同利用による効率化・省力化 		
農業従事 の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・月給制の導入・休日制の導入・農繁期の雇用の確保・各種保険加入 ・家族経営協定の締結 		
【算出根拠】			
$\text{農業粗収益} - \text{農業経営費} = \text{農業所得}$			
$1,104 \text{ 万円} \quad 581 \text{ 万円} \quad 523 \text{ 万円}$			
1 品 目	秋冬ネギ	夏ネギ	水 稲
2 規 模	70a	20a	2.0ha
3 生産量	3,200kg/10a	3,500kg/10a	540kg/10a
4 単 価	280 円/kg	400 円/kg	183 円/kg
5 所得率	51%	55%	25%
6 単位規模あたりの労働時間	436 時間/10a	443 時間/10a	13.9 時間/10a
7 1 時間当たりの労賃	1,100 円		
8 借入地面積	1.0ha		
9 10a 当たり地代	10,800 円		

個別経営体（家族経営）

営農類型	施設野菜（キュウリ）＋農産加工			
規 模	ハウス 2,000 m ² (自作地のみ) 水田 1.8ha(自作地のみ) 労働力 家族 2 人（主たる従事者 1 人）、雇用 2 人			
所得及び 労働時間	所得 525 万円 労働時間 4,976 時間			
生産方式	<p>[資本設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター35ps・トラック・防除機・管理機・収穫補助車・灌水施設・ハウス ・加工室・餅つき機・セイロ 他一式・暖房機・ハウス内耕耘用トラクター ・(共)側条施肥田植機 4 条・(共)コンバイン 3 条・(共)乾燥調製施設・全自動播種機 ・全自動移植機・育苗ハウス <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐病性品種の導入・品種にあった栽培管理・土壌分析による合理的施肥 ・製造工程の管理・保存、包装技術・食品表示の徹底・農産物加工品の安全 ・スマート農業機械等の導入 			
経営管理 の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン等の活用による経営・労務管理・衛生管理の徹底・年末需要への対応 ・原価計算と適正価格の設定・年間の製造販売体制・販売方法や PR 手法の向上 			
農業従事 の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・月給制の導入・休日制の導入・農繁期の雇用の確保・各種保険加入 			
【算出根拠】				
<p>農業粗収益 － 農業経営費 ＝ 農業所得</p> <p>1,990 万円 1,465 万円 525 万円</p>				
1 品 目	半促成キュウリ	抑制キュウリ	餅	五目おこわ
2 規 模	2,000 m ²	2,000 m ²		
3 生産量	9,000kg/10a	8,000kg/10a	6,000kg	4,000kg
4 単 価	300 円/kg	269 円/kg	900 円/kg	1,200 円/kg
5 所得率	16%	31%	30%	
6 単位規模あたりの労働時間	819 時間/10a	900 時間/10a	1,358 時間	
7 1 時間当たりの労賃	1,100 円			
8 借入地面積	—			
9 10a 当たり地代	—			

個別経営体（家族経営）

営農類型	施設花卉（バラ）	
規 模	ハウス 4,200 m ² （自作地のみ） 労働力 家族2人（主たる従事者1人）、雇用2人	
所得及び 労働時間	所得 523万円 労働時間 7,980時間	
生産方式	[資本設備] ・水耕設備・炭酸ガス発生機・温風暖房機・動力噴霧機・ハウス・作業場 [技術内容] ・土壌分析による施肥管理・安価な補光資材の導入・炭酸ガス発生装置の導入 ・優良品種の選定と栽培管理・スマート農業機械等の導入	
経営管理 の方法	・パソコン等の活用による経営・労務管理	
農業従事 の態様	・月給制の導入・休日制の導入・農繁期の雇用の確保・各種保険加入	
【算出根拠】		
	農業粗収益	農業経営費
	2,778万円	2,255万円
	＝ 農業所得 523万円	
1 品 目	バ ラ	
2 規 模	3,700 m ²	500 m ²
3 生産量	市場(105本/m ²)	直販(105本/m ²)
4 単 価	58円/本	100円/本
5 所得率	16%	31%
6 単位規模あたりの労働時間	1,900時間/10a	1,900時間/10a
7 1時間当たりの労賃	1,100円	
8 借入地面積	—	
9 10a当たり地代	—円	

個別経営体（家族経営）

営農類型	葉タバコ＋水稲		
規 模	畑 1.9ha 水田 2.0ha（自作地 1ha、借入地 1ha） 労働力 家族 2 人（主たる従事者 1 人）		
所得及び 労働時間	所得 545 万円 労働時間 3,318 時間		
生産方式	<p>[資本設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター35ps・(共)側条施肥田植機 4 条・(共)コンバイン 3 条 ・(共)乾燥調製施設・自走式移植機・自走式成畦被覆機・収穫機・ミシン葉編機 ・乾燥施設・電動圧搾機・畝間作業機・トラック(2t) <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐病性品種の導入・機械利用による省力化・良品質生産のための適期収穫 ・スマート農業機械等の導入 		
経営管理 の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の集積・パソコン等の活用による経営・労務管理 ・水稲機械施設の共同利用による効率化・省力化 		
農業従事 の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・月給制の導入・休日制の導入・農繁期の雇用の確保・各種保険加入 		
【算出根拠】			
	農業粗収益	－ 農業経営費	= 農業所得
	1,190 万円	645 万円	545 万円
1 品 目	葉タバコ	水 稲	
2 規 模	1.9ha	2.0ha	
3 生産量	275kg/10a	540kg/10a	
4 単 価	1,900 円/kg	183 円/kg	
5 所得率	50%	25%	
6 単位規模あたりの労働時間	160 時間/10a	13.9 時間/10a	
7 1 時間当たりの労賃	－円		
8 借入地面積	1.0ha		
9 1 0 a 当たり地代	10,800 円		

個別経営体（家族経営）

営農類型	シイタケ	
規 模	シイタケほだ木 17千本 労働力 家族2人（主たる従事者1人）	
所得及び 労働時間	所得 547万円 労働時間 3,400時間	
生産方式	<p>[資本設備]</p> <p>・人工ほだ場・乾燥施設・フォークリフト・暖房機・原木穿孔機・運搬車・散水施設・発 生用水槽・保冷库・包装機</p> <p>[技術内容]</p> <p>・適正な品種の導入・原木の適正な管理・ほだ木管理の向上 ・ハウス内温度の適正化による高収量・ほだ場の適切な管理</p>	
経営管理 の方法	<p>・原木、ほだ木の確保・原木、ほだ木及びシイタケの放射性物質検査の実施</p> <p>・産地化による有利販売</p>	
農業従事 の態様	<p>・月給制の導入・休日制の導入・農繁期の雇用の確保・各種保険加入</p>	
<p>【算出根拠】</p> <p>農業粗収益 － 農業経営費 ＝ 農業所得</p> <p>1,825万円 1,278万円 547万円</p>		
1 品 目	シイタケ	
2 規 模	17千本	
3 生産量	1,200kg/千本	
4 単 価	895円/kg	
5 所得率	30%	
6 単位規模あたりの労働時間	200時間/千本	
7 1時間当たりの労賃	－円	
8 借入地面積	－ha	
9 10a当たり地代	－円	

個別経営体（家族経営）

営農類型	酪農
規 模	乳牛 経産牛 26 頭 育成牛 12 頭 労働力 家族 2 人（主たる従事者 1 人）、雇用 2 人
所得及び 労働時間	所得 522 万円 労働時間 3,354 時間
生産方式	[資本設備] ・牛舎・堆肥舎・発酵処理施設・トラクター・コンプリートフィーダー・トラック [技術内容] ・頭数規模に応じたタイストール方式の採用・TMR 給与・発酵飼料の活用 ・牛群検定及び牛群管理・暑熱対策技術・稲 WCS、飼料用米の利用 ・スマート農業機械等の導入
経営管理 の方法	・パソコン等の活用による経営・労務管理・飼養衛生管理基準の遵守
農業従事 の態様	・定期、交代休暇・給料制・酪農ヘルパー等の利用・各種保険加入
【算出根拠】	
$\text{農業粗収益} - \text{農業経営費} = \text{農業所得}$ $2,608 \text{ 万円} \quad 2,086 \text{ 万円} \quad 522 \text{ 万円}$	
1 品 目	酪農
2 規 模	経産牛 26 頭 育成牛 12 頭
3 生産量	8,800kg/頭
4 単 価	114 円/kg
5 所得率	20%
6 単位規模あたりの労働時間	経産牛 129 時間/年・頭
7 1 時間当たりの労賃	1,100 円
8 借入地面積	—ha
9 10a 当たり地代	—円

個別経営体（家族経営）

営農類型	果樹（ブルーベリー）＋水稻	
規 模	果樹園地 0.8ha 水田 1.0ha(自作地1ha) 労働力 家族3人（主たる従事者1人）、臨時雇用3人	
所得及び 労働時間	所得 537万円 労働時間 3,163時間	
生産方式	[資本設備] ・トラクター・果樹棚・多目的防災網・収穫台車・軽トラック・防除機・管理機 ・灌水施設・作業場・(共)側条施肥田植機・(共)コンバイン・(共)乾燥調製施設 [技術内容] ・耐病性品種の導入・品種にあった栽培管理・土壌分析にあった改良と栽培管理 ・スマート農業機械等の導入	
経営管理 の方法	・パソコン等の活用による経営・労務管理・大粒品種等の導入・観光摘み取り	
農業従事 の態様	・月給制の導入・休日制の導入・農繁期の雇用の確保・各種保険加入	
【算出根拠】	$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} = \text{農業所得} \\ 1,928 \text{ 万円} & & 1,391 \text{ 万円} \quad 537 \text{ 万円} \end{array}$	
1 品 目	直売(観光摘み取り)	水稻
2 規 模	0.8ha	1ha
3 生産量	800kg/10a	540kg/10a
4 単 価	2,859円/kg	183円/kg
5 所得率	28%	25%
6 単位規模あたりの労働時間	378時間/10a	13.9時間/10a
7 1時間当たりの労賃	1,100円	
8 借入地面積	-	
9 10a当たり地代	-	

(組織経営体)

営農類型	水田農業[水稻+トウモロコシ+露地栽培枝豆+菜花+景観作物]				
規 模	水田 28.3ha[水稻 20ha+トウモロコシ 2.1ha+露地栽培枝豆 2.1ha+菜花 2.1ha+景観作物 2ha] 労働力 構成員 4人(主たる従事者 4人)、雇用(集落内)				
所得及び 労働時間	所得 2,086万円 労働時間 20,604時間				
生産方式	<p>[資本設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター60ps、35ps・側条施肥田植機6条・(共)コンバイン5条、 ・畦塗り機・乾燥機(50石、24石)・籾摺・選別機・フレコン計量器・ ・ロータリー・サブソイラー・代掻きハロー・トラック(2t)・軽トラック ・フォークリフト・播種機・育苗器・パイプハウス・作業場・格納庫・予冷庫 <p>[技術内容]</p> <p>水稻：移植栽培・スマート農業機械等の導入 その他：・新品種等の導入・品目に合わせた栽培管理</p>				
経営管理 の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・長期借地・ほ場の集約化・ほ場管理システム等のスマート農業の実践 ・体験農場等による消費者との交流・パソコン等の活用による経営・労務管理 				
農業従事 の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入・繁忙期の雇用・農繁期の雇用の確保・各種保険加入 				
【算出根拠】					
農業粗収益 - 農業経営費 = 農業所得					
5,335万円 3,249万円 2,086万円					
1 品 目	水 稻	トウモロコシ	枝豆	菜花	景観植物
2 規 模	20ha	2.1ha	2.1ha	2.1ha	2ha
3 生産量	540kg/10a	1,400kg/10a	1,116kg/10a	600kg	
4 単 価	183円/kg	300円/kg	600円/kg	850円/kg	
5 所得率	25%	42%	61%	34%	
6 単位規模あたりの労働時間	13.9時間/10a	234時間/10a	234.1時間/10a	380.7時間/10a	
7 1時間当たりの労賃	1,100円				
8 借入地面積	28.3ha				
9 10a当たり地代	10,800円				

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、 農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに 農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の指標

本市で現に展開されている経営事例を踏まえ、第1の3に示したような目標の達成を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、本市における主要な営農類型を例示すると次のとおりである。

なお、例示は、新たに農地等を確保して就農する場合や親の経営から独立した新たな部門を起こす場合を想定している。

組織形態	営農類型
個別経営体 (※1)	露地野菜専作 (小松菜+ほうれん草) 露地野菜専作 (ネギ) 施設野菜専作 (トマト) 施設野菜専作 (キュウリ) 露地野菜 (ネギ) + 水稻

※1) 「個別経営体」の経営形態は個人又は法人で、労働力構成として経営主1名とその家族ないしは雇用労働者1～2名程度で営まれることを想定しています。

個別経営体においては、複式簿記の導入やパソコン等を活用した経営管理を行い、個人経営にあっては、家計と経営を分離して、経営内容を明確化するとともに家族経営協定など家族間の取り決めにより、計画的な休日の確保や家族への月給制の導入などの取組や各種保険に加入するなど労働環境の整備が重要です。

(個別経営体)

営農類型	露地野菜 (小松菜・ほうれん草)	
規 模	畑 90a(借入地 90a) 労働力 家族 2 人 (主たる従事者 1 人)	
所得及び 労働時間	所得 275 万円 労働時間 3,131 時間	
生産方式	[資本設備] ・トラクター35ps 2 台・軽トラック・動噴・作業舎・予冷庫 [技術内容] ・土壌分析による堆肥管理・生産性及び耐病性の高い品種の採用 ・品種に応じた栽培管理・病害虫管理の徹底	
経営管理 の方法	・農作業日誌の記帳活用・パソコン等の活用による経営、労務管理	
農業従事 の態様	・定期的な休日の取得	
【算出根拠】	$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} = \text{農業所得} \\ 585 \text{ 万円} & & 310 \text{ 万円} \quad 275 \text{ 万円} \end{array}$	
1 品 目	小松菜	ほうれん草
2 規 模	夏どり 30a	秋冬どり 60a・春どり 30a
3 生産量	1,840kg/10a	1,200kg/10a
4 単 価	200 円/kg	440 円/kg
5 所得率	47%	
6 単位規模あたりの労働時間	204.5 時間/10a	279.7 時間/10a
7 借入地面積	90a	
8 10a 当たり地代	10,800 円	

(個別経営体)

営農類型	露地野菜専作 (ネギ) 秋・冬・春どり	
規 模	畑 80a(借入地 80a) 労働力 家族 2 人 (主たる従事者 1 人)	
所得及び 労働時間	所得 284 万円 労働時間 3,424 時間	
生産方式	[資本設備] ・トラクター・軽トラック・動噴・作業舎・育苗ハウス・皮むき機・管理機 [技術内容] ・土壌分析による施肥管理・耐寒性・晩抽性等栽培時期に適した品種の採用 ・病虫害管理の徹底	
経営管理 の方法	・農作業日誌の記帳活用・パソコン等の活用による経営、労務管理	
農業従事 の態様	・定期的な休日の取得	
【算出根拠】		
	農業粗収益	農業経営費
	676 万円	392 万円
	＝ 農業所得	
	284 万円	
1 品 目	秋冬ネギ	春ネギ
2 規 模	50a	30a
3 生産量	3,250kg/10a	3,250kg/10a
4 単 価	260 円/kg	260 円/kg
5 所得率	42%	
6 単位規模あたりの労働時間	428 時間/10a	
7 借入地面積	80a	
8 10a 当たり地代	10,800 円	

(個別経営体)

営農類型	施設野菜専作（トマト）	
規 模	ハウス 3,000 m ² (借入地 3,000 m ²) 労働力 家族 2 人 (主たる従事者 1 人)	
所得及び 労働時間	所得 276 万円 労働時間 4,523 時間	
生産方式	<p>[資本設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハウス・トラクター・防除機 (以上は貸借又は中古品購入)・軽トラック・暖房機・灌水装置 <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産、耐病性の高い品種の採用・品種に応じた栽培管理・土壌分析による施肥管理 ・品種に応じた適正な夜温管理・病害虫管理の徹底 	
経営管理 の方法	・集選果施設の利用・パソコン等の活用による経営、労務管理	
農業従事 の態様	・定期的な休日の取得	
【算出根拠】		
$\text{農業粗収益} - \text{農業経営費} = \text{農業所得}$ $1,314 \text{ 万円} \quad 1,038 \text{ 万円} \quad 276 \text{ 万円}$		
1 品 目	半促成トマト	抑制トマト
2 規 模	3,000 m ²	2,500 m ²
3 生産量	11,200kg/10a	5,200kg/10a
4 単 価	275 円/kg	300 円/kg
7 所得率	13%	40%
8 単位規模あたりの労働時間	1,012 時間/10a	594.8 時間/10a
12 借入地面積	2,000 m ²	
13 10a 当たり地代	10,800 円	

(個別経営体)

営農類型	施設野菜専作 (キュウリ)	
規 模	ハウス 2,600 m ² (借入地 2,600 m ²) 労働力 家族 2 人 (主たる従事者 1 人)	
所得及び 労働時間	所得 273 万円 労働時間 2,859 時間	
生産方式	[資本設備] ・ハウス・トラクター・作業所、倉庫・防除機・灌水施設・パソコン・暖房機 (以上は貸借又は中古品購入) [技術内容] ・土壌分析による合理的な堆肥・品種、作型にあった栽培管理・病虫害管理の徹底	
経営管理 の方法	・集選果施設の利用・パソコン等の活用による経営、労務管理	
農業従事 の態様	・定期的な休日の取得	
【算出根拠】	$\begin{array}{rcc} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} = \text{農業所得} \\ 996 \text{ 万円} & & 723 \text{ 万円} \quad 273 \text{ 万円} \end{array}$	
1 品 目	促成キュウリ	抑制キュウリ
2 規 模	1,600 m ²	1,000 m ²
3 生産量	15,000kg/10a	8,000kg/10a
4 単 価	315 円/kg	300 円/kg
5 所得率	26%	32%
6 単位規模あたりの労働時間	1,168 時間/10a	990 時間/10a
7 借入地面積	26a	
8 10a 当たり地代	10,800 円	

(個別経営体)

営農類型	露地野菜（ネギ）＋水稲		
規 模	畑 65a 水田 2.0ha（借入地畑 65a・水田 2.0ha） 労働力 家族 2人（主たる従事者 1人）		
所得及び 労働時間	所得 280万円 労働時間 3,060時間		
生産方式	<p>[資本設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター・軽トラック・動噴・作業舎・育苗ハウス・皮むき機・側条施肥田植機 ・コンバイン・乾燥調製施設 <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌分析による合理的な施肥・耐寒性、晩抽性品種等の導入 ・品種、作型にあった栽培管理・病虫害管理の徹底 		
経営管理 の方法	・農作業日誌の記帳活用・パソコン等の活用による経営、労務管理		
農業従事 の態様	・定期的な休日の取得		
【算出根拠】			
$\text{農業粗収益} - \text{農業経営費} = \text{農業所得}$			
$746 \text{ 万円} \quad 466 \text{ 万円} \quad 280 \text{ 万円}$			
1 品 目	秋冬ネギ	春ネギ	水稲
2 規 模	40a	25a	2.0ha
3 生産量	3,250kg/10a		540kg/10a
4 単 価	260円/kg		183円/kg
5 所得率	42%		25%
6 単位規模あたりの労働時間	428時間/10a		13.9時間/10a
10 借入地面積	2.65ha		
11 10aあたり地代	10,800円		

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

ア 本市の特産品であるネギなどの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、長生農業事務所や千葉県農業者総合支援センターをはじめ、県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

ウ 農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

エ 加えて、茂原市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市町村が主体的に行う取組

ア 本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、長生農業事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識取得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地

等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

イ 就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

ウ 本市が主体となって、長生農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体と連携することにより、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制の構築を目指す。

エ 新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の装置を講じる。

オ 本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関の連携・役割分担の考え方

ア 本市は、長生農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の関係機関と緊密な連携をとり、就農相談対応や人材確保に係る支援を行う。また、就農希望者の営農計画作成に対する支援を行う。

就農希望者等の受入について、関係機関と連携した体制を構築するとともに、生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等をサポートする。

イ 農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、就農希望者への農地等の情報提供を行う。

ウ 農業協同組合は、就農希望者等の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、必要に応じて農業機械の貸与など必要なサポートを行う。

エ 長生農業事務所は担い手の育成に向けて、普及指導員による指導に加え、各種

の研修会等の実施や専門家派遣による個別支援などを行う。

オ 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニケーションづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための 情報収集・相互提供

ア 本市は、茂原市地域農業再生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、長生農業事務所へ情報提供する。

イ 農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努める。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう長生農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者 に対する農用地の利用の集積に関する目 標その他農用地の効率的かつ総合的な利 用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に關 する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農
用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占め
るシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度で
ある。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積シェ
アの目標

予想農用地面積 (A)	利用集積の目標 面積 (B)	目標シェア (B/A×100)	利用権設定等面積
3, 036 ha	1, 820 ha	60%	1, 365 ha

注1) 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める
面積シェアの目標」は個別経営体、組織経営体の地域における農用地
利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、
その他の作物については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）
を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェア
の目標である。

注2) 目標年次はおおむね10年後とする。

注3) 利用権設定等面積には、農地中間管理機構から借り受けた面積も含む。

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標
地域における農業生産の取組方向に則し、地域の実情に応じて、効率的かつ
安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積を優先して行うこと
を推進し、農業経営の改善を図る。

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集約についての目標
市内において作成される地域計画の実現に向けて、担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、千葉県、本市、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。

そのため、担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進する。

(3) 関係団体等との連携体制

本市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、千葉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、茂原市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ①第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ②利用権設定等促進事業
- ③農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- ⑦新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

さらに、本市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

1 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 第18条第1項の協議の場の設置方法

①協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設置する。

②開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、市町村の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

③参加者

農業者、本市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の支部員、土地改良区、千葉県、その他の関係者とする。

④協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。

(2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設置することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全を図る。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

本市は、地域計画の策定に当たって、千葉県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところ

による。

- ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては（ア）及び（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。
（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
（エ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは第7条に規定する農地中間管理機構の特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下「政令」という。）第3条で定める者を除く。）は次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア その者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ 本市長への確約書の提出や本市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行いかつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分及び株式の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分及び株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等の内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又

は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①・②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取り決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を越える共有持分を有する者の同意を得られていれば足りるものとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本市の長は、次掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を本市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

- ④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。
- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の所有者に対しての当該農用地についての権利の設定のあっせん等（農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業の実施等）の働きかけ等を行う。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び、農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ 実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること
- エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市

の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、その他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助

に努める。

- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、長生農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(公益社団法人千葉県園芸協会)等の指導、助言を求めてきたときは、茂原市地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託作業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農作業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農協等の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、県営かんがい排水事業「両総茂原南地区(H21-R10)・両総茂原西部地区(H28-R9)」により、限られた水を適正に配分できるよう整備し農業経営の安定に努める。

イ 本市は、農業集落排水事業の加入を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手

確保に努める。

ウ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、長生農業事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及び経営を営む者等への農地の集約化等に関する将来方針を作成する「地域計画」の策定を促進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、茂原市地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の3(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

長生農業事務所等の県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

茂原市が主体となって千葉県立農業大学校や長生農業事務所、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、商工会や茂原市地域農業再生協議会とも連携して、生産物の販路の確保・拡大を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機械の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画作成を促し、就農準備資金・経営開始資金や農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、技術や経営ノウハウについての習得については千葉県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては長生農業事務所、農業協同組合、認定農業者、指導農業士等、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

この基本構想は

平成 7年	3月24日	策定。
平成12年	4月27日	改定。
平成18年	9月11日	改定。
平成22年	6月 1日	改定。
平成26年	10月 1日	改定。
令和 5年	9月29日	改定。

別紙1 (第5の2の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、利用権の設定等（その者が利用権の設置等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受けた土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- 1 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- 2 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- 3 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第5号、第7号又は8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

別紙2 (第5の2の(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

1 存続期間(又は残存期間)

(1) 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。

ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でない認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。

(2) 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。

(3) 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。

2 借賃の算定基準

(1) 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。

(2) 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。

(3) 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。

(4) 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記(1)から(3)までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。

3 借賃の支払方法

(1) 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。

(2) (1)の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。

(3) 借賃を金銭以外のもの定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。

4 有益費の償還

(1) 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。

(2) 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

1 存続期間（又は残存期間）

Iの1に同じ

2 借賃の算定基準

(1) 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。

(2) 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。

(3) 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地についてはIの2の(3)と同じ。

3 借賃の支払方法

Iの3に同じ

4 有益費の償還

Iの4に同じ

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

1 存続期間

Iの1に同じ

2 損益の算定基準

(1) 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。

(2) (1)の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

3 損益の決済方法

Iの3に同じ。この場合においてIの3中「借賃」とあるのは「損益」と、「貸賃人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。

4 有益費の償還

Iの4に同じ

IV 所有権の移転を受ける場合

1 対価の算定基準

土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。

2 対価の支払方法

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

3 所有権の移転の時期

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払

が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。